

# 新型コロナウイルス感染症への対応方針について 社会体育施設等の一部再開のお知らせ

(令和3年9月29日 更新)

「緊急事態宣言」の解除を受け、社会体育施設、学校開放施設、下宮地区公民館について一部再開させていただきます。詳細につきましては、下記のとおりとなります。

- ◆対象施設：ごうど中央スポーツ公園（テニスコート、多目的グラウンド、野球場）、  
西座倉スポーツ公園（テニスコート、グラウンド）、下宮テニスコート、  
町民体育館（剣道場・卓球場・競技場・フィットネスクーム）、  
小・中学校（グラウンド、体育館）、下宮地区公民館  
※学校開放施設、下宮地区公民館においてはスポーツ少年団、中学校部活動・  
スクール活動、スポーツ協会、ごうどスポーツクラブ、文化団体の加盟団体のみ

◆期 間：10月1日（金）～

## ◎注意事項

- ・申請及び利用は、10月1日（金）から開始します。（学校開放施設の利用は10月4日（月）からです。）
- ・当面の間、上記施設における申請・利用について、町内在住・在勤の方及び町加盟団体のみとさせていただきます。
- ・町加盟団体の方においては、申請時に必ず後援使用団体認定証原本（教育団体登録がされていること）を提示いただきますようお願いいたします。提示されない場合は、申請をお断りさせていただきます。

ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 《お問い合わせ先》

○社会体育施設、学校開放施設、下宮地区公民館について

神戸町教育委員会 生涯学習課

電話：0584-27-0182

○フィットネスクームについて

NPO 法人ごうどスポーツクラブ

電話：0584-27-1171